

岡山県へき地医療支援機構設置・運営事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づき、岡山県へき地医療支援機構（以下「支援機構」という。）を設置し、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

2 支援機構の設置

岡山県は支援機構を設置し、その運営事業を運営主体病院に委託する。

3 支援機構の体制

- (1) 支援機構にへき地での相当の診療経験を有する担当医師を置く。
- (2) 支援機構のもとに担当医師、医師会及び歯科医師会の代表、へき地医療拠点病院の代表、市町村代表、支援機構の運営主体病院長、医師養成機関の代表、学識経験者、へき地医療従事者、岡山県保健福祉部長によって構成される「へき地医療支援会議」を設置する。
なお、必要によりへき地医療支援会議の下に実務担当者会議を設置することができるものとする。

4 運営事業の内容

支援機構は、へき地医療支援会議の議を経て、へき地医療支援に係る事業計画等を策定し次の事業を行う。

- (1) へき地医療拠点病院に対する巡回診療及び医師派遣の要請
- (2) 代診医派遣調整
- (3) へき地勤務医師の確保及び相談
- (4) へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対する医療技術支援の要請
- (5) へき地勤務医師医療研究会の運営
- (6) へき地医療拠点病院連絡協議会の運営
- (7) へき地医療拠点病院の活動評価
- (8) へき地医療のあり方についての調査研究
- (9) へき地勤務医師等に対する研修計画・プログラムの作成
- (10) へき地勤務医師等のキャリア形成支援
- (11) その他へき地医療の推進に関する事業

5 実施方法

支援機構の運営主体病院は次により事業を実施するものとする。

- (1) 事業を実施するにあたっては当該年度の事業計画書を県に提出し承認を得たうえ実施することとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、市町村及びへき地医療拠点病院との連携を十分に図ることとする。
- (3) 委託事業に関する経理は特別会計とする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。